

株式交換に関する事前開示書類

(望月印刷株式会社との株式交換について)

2026年3月6日

株式会社日本創発グループ

2026年3月6日

株式交換に関する事前開示書類

(望月印刷株式会社との株式交換について)

東京都台東区上野三丁目24番6号
株式会社日本創発グループ
代表取締役 藤田 一郎

当社は、2026年2月24日付で、望月印刷株式会社（以下、「望月印刷」といいます。）との間で締結した株式交換契約に基づき、2026年3月30日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、望月印刷を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本件株式交換」といいます。）を行うこととしました。本件株式交換に関し、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に基づく事前開示事項は、次のとおりです。

1 株式交換契約の内容

別紙1「株式交換契約書（写）」のとおりです。

2 交換対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第1号）

別紙2「交換対価の相当性に関する事項」とおりです。

3 株式交換に係る新株予約権の定めに関する事項（会社法施行規則第193条第2号）

該当事項はありません。

4 株式交換完全子会社に関する事項（会社法施行規則第193条第3号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙3「望月印刷の最終事業年度に係る計算書類等」とおりです。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

- 5 株式交換完全親会社に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 4 号）
最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象
該当事項はありません。
- 6 債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 193 条第 5 号）
会社法第 799 条第 1 項の規定の適用を受けないため、該当事項はありません。

以上

別紙1 株式交換契約書（写）

株式交換契約書

2026年2月24日

株式会社日本創発グループ

望月印刷株式会社

株式交換契約書

株式会社日本創発グループ（以下「甲」という。）および 望月印刷株式会社（以下「乙」という。）は、2026年2月24日付で、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

甲および乙は、本契約の定めるところに従い、甲を乙の株式交換完全親会社、乙を甲の株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本件株式交換」という。）を行い、甲は、本件株式交換により乙の発行済株式（ただし、甲が保有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

第2条（株式交換完全親会社および株式交換完全子会社の商号および住所）

甲および乙の商号および住所はそれぞれ以下のとおりである。

甲（株式交換完全親会社）

商号：株式会社日本創発グループ

住所：東京都台東区上野三丁目24番6号

乙（株式交換完全子会社）

商号：望月印刷株式会社

住所：埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目195番地1

第3条（本件株式交換に際して交付する株式およびその割当てに関する事項）

1. 甲は、本件株式交換に際して、本件株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主名簿に記載または記録された株主（ただし、甲を除く。）に対し、乙の普通株式に代わる金銭等として、乙の各株主（ただし、甲を除く。）の保有する乙の普通株式の合計数に1.6を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本件株式交換に際して、基準時における乙の株主名簿に記載または記録された株主（ただし、甲を除く。）に対し、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式1.6株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 前二項に従い、乙の各株主に対して割当交付しなければならない甲の普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、甲は会社法第234条の規定に従い処理する。

第4条（自己株式の消却）

乙は、法令に従い、基準時までには保有することとなる自己株式（本件株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって乙が取得する自己株式を含む。）の全部を消却する。

第5条（資本金および準備金の額に関する事項）

本件株式交換に際して増加する甲の資本金および準備金の額は、それぞれ次のとおりとする。

- （1）増加する資本金の額 0 円
- （2）増加する資本準備金の額 法令の定めに従い増加することが必要とされる最低額
- （3）増加する利益準備金の額 0 円

第6条（効力発生日）

本件株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2026年3月30日とする。ただし、本件株式交換の手の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲および乙は協議し合意の上、これを変更することができる。

第7条（株式交換契約承認株主総会）

1. 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約につき会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を受けることなく本件株式交換を行う。ただし、会社法第796条第3項および会社法施行規則第197条に定める数以上の株式を有する株主による反対の通知がなされた場合は、甲および乙は協議し合意の上、その対応を決定するものとする。
2. 乙は、効力発生日の前日までに株主総会において本契約の承認を求めるものとする。

第8条（会社財産の管理等）

甲および乙は、本契約締結日から効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者としての注意をもってその業務の執行および財産の管理、運営を行い、その財産または権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、予め甲および乙が協議し合意の上、これを行う。

第9条（本件株式交換の条件の変更および本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、甲または乙の財産状態若しくは経営状態または権利義務に重大な変動が生じた場合、本件株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じまたは明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲および乙は協議し合意の上、本件株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、または本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、甲の第7条第1項ただし書に定める場合における会社法第795条第1項による株主総会および乙の第7条第2項に定める株主総会において本契約の承認が受けられない場合または法令等に定められた本件株式交換の実行に必要な関係官庁の承認等が得られない場合は、その効力を失う。

第11条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本件株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲および乙が協議し合意の上、これを定める。

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲および乙が記名押印の上、各1通を保有する。

2026年2月24日

甲 東京都台東区上野三丁目24番6号
株式会社日本創発グループ
代表取締役 藤田 一郎



乙 埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目195番地1
望月印刷株式会社
代表取締役 山部 鉄兵





別紙2 交換対価の相当性に関する事項

本件株式交換における交換対価の相当性に関して、下記の通り判断しました。

1 株式交換に際して交付する株式の数又はその数の算定方法及びその割当ての相当性に関する事項

(1) 株式交換に係る割当ての内容

当社は、本件株式交換に際して、本件株式交換により当社が望月印刷の発行済普通株式（但し、当社が有する望月印刷の株式を除く。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における望月印刷の株主名簿に記載又は記録された株主（但し、当社を除く。）に対し、望月印刷の普通株式に代わる金銭等として望月印刷の各株主（但し、当社を除く。）の所有する望月印刷の普通株式の合計数に1.6を乗じた数の当社の普通株式を交付します。

会社名	当社 (株式交換完全親会社)	望月印刷 (株式交換完全子会社)
株式交換に係る割当ての内容	1	1.6
株式交換により交付する株式数	普通株式：102,400	

(注) 当社は、本件株式交換により望月印刷株式64,000株に対して、当社普通株式102,400株を割当て交付いたしますが、当該割当て交付する当社普通株式は当社が保有する自己株式を充当する予定であり、新株式の発行は行わない予定です。

(2) 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

① 算定の基礎

本件株式交換の株式交換比率の公平性及び妥当性を確保するため、当社は独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、株式会社FYD（以下、「FYD」といいます。）を株式交換比率の算定に関する第三者算定機関として選定しました。

FYDは、上場会社である当社株式については、市場株価が存在することから市場株価法による算定を行いました。一方望月印刷の株式については、非上場会社であることを勘案し、修正簿価純資産法を採用して算定を行っております。

FYDによる当社株式1株当たりの株式価値を1とした場合の本件株式交換比率の算定結果は、以下のとおりです。

当社	望月印刷	株式交換比率
市場株価法	修正簿価純資産法	0.95～1.68

なお、市場株価法については、最近における当社株式の市場取引状況を勘案の上、

2026年2月20日を算定基準日として、算定基準日の株価終値、算定基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の株価終値平均を採用しました。

FYDは、株式交換比率の算定に際して、各当事者から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、各当事者とその関係会社の資産及び負債(偶発債務を含む。)について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、各当事者の財務予測に関する情報については、各当事者の経営陣により現時点で可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。FYDの株式交換比率の算定は、2026年2月20日現在までの情報と経済条件を前提としたものであります。

② 算定の経緯

当社と望月印刷は、FYDによる株式交換比率の算定結果を参考に、それぞれ両社の財務状況、資産の状況、財務予測等の将来見通しを踏まえて、両社で慎重に協議を重ねた結果、最終的に上記の株式交換比率が妥当であるとの判断に至り合意しました。なお、この株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件について重大な変更が生じた場合、両社間の協議により変更することがあります。

③ 算定機関との関係

FYDは、当社及び望月印刷の関連当事者には該当せず、本件株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

以上から、当社は本件株式交換における交換対価は相当であると判断しました。

2 株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本件株式交換により、増加する当社の資本金及び準備金の額は、次のとおりです。下記の資本金及び準備金の額は、当社の財務状況、機動的な資本政策の遂行その他の諸事情を総合的に勘案した上で決定したものであり、相当であると判断しました。

- ① 増加する資本金の額 0円
- ② 増加する資本準備金の額 法令の定めに従い増加することが必要とされる最低額
- ③ 増加する利益準備金の額 0円

別紙3 望月印刷の最終事業年度に係る計算書類等

第 71 期 決 算 報 告 書

（ 自 2025 年 1 月 1 日
至 2025 年 12 月 31 日 ）

- ・ 貸 借 対 照 表
- ・ 損 益 計 算 書
- ・ 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
- ・ 個 別 注 記 表

埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目195番地1

望月印刷株式会社

貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位:円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	728,212,387	【流動負債】	103,865,256
現金及び預金	283,698,850	買掛金	58,123,562
受取手形	624,198	未払法人税等	450,000
売掛金	90,328,050	未払消費税等	9,122,200
商品及び製品	27,904,946	未払金	9,043,656
原材料及び貯蔵品	291,457	未払費用	20,822,348
仕掛品	8,248,076	預り金	5,655,028
前払費用	2,176,758	その他流動負債	648,462
未収入金	10,287,024		
未収収益	5,766,603	【固定負債】	251,270,000
預け金	298,886,425	長期未払金	251,270,000
その他流動資産	-		
【固定資産】	11,911,104	負債合計	355,135,256
(有形固定資産)	1,185,648	純 資 産 の 部	
機械装置	183,990	【株主資本】	384,988,235
車両運搬具	352,188	(資本金)	80,000,000
工具器具備品	649,470	(資本剰余金)	102,355,300
(無形固定資産)	2,221,338	資本準備金	23,025,000
ソフトウェア	191,952	その他資本剰余金	79,330,300
電話加入権	2,029,386	(利益剰余金)	202,632,935
(投資等)	8,504,118	利益準備金	24,875,000
投資有価証券	1,300,000	その他利益剰余金	177,757,935
出資金	67,000	別途積立金	390,000,000
繰延税金資産	7,087,118	繰越利益剰余金	△212,242,065
敷金・保証金	50,000	【評価・換算差額等】	-
		その他有価証券評価差額金	-
		純 資 産 合 計	384,988,235
資 産 合 計	740,123,491	負債及び純資産合計	740,123,491

損益計算書

自 2025年 1月 1日

至 2025年12月31日

(単位:円)

	金	額
売上高		901,695,047
売上原価		566,755,261
売上総利益		334,939,786
販売費及び一般管理費		260,772,832
営業利益		74,166,954
営業外収益		
受取利息及び配当金	476,625	
雑収入	1,356,246	1,832,871
経常利益		75,999,825
特別損失		
固定資産除却損		313,291
税引前当期純利益		75,686,534
法人税、住民税及び事業税		450,000
法人税等調整額		△3,314,119
当期純利益		78,550,653

株主資本等変動計算書

〔 自 2025年1月1日
至 2025年12月31日 〕

(単位：円)

	株主資本										評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価換算差額等計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金計				
						別途積立金	繰越利益金	その他利益剰余金計					
当期首残高	80,000,000	23,025,000	79,330,300	102,355,300	24,875,000	390,000,000	△ 290,792,718	99,207,282	124,082,282	306,437,582	-	-	306,437,582
当期変動額													
当期純利益				-			78,550,653	78,550,653	78,550,653	78,550,653		-	78,550,653
株主資本以外の項目 の変動額				-				-	-	-		-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	78,550,653	78,550,653	78,550,653	78,550,653	-	-	78,550,653
当期末残高	80,000,000	23,025,000	79,330,300	102,355,300	24,875,000	390,000,000	△ 212,242,065	177,757,935	202,632,935	384,988,235	-	-	384,988,235

【個別注記表】

I. 重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法によって処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。)

② 時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

但し、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備は除く)については、定額法を採用しております。

2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

また、自社利用のソフトウェアは、会社所定の利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3) リース資産(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産)

定額法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、リース資産は有形固定資産に属する各科目に含めて計上しております。

3. 引当金の計上基準

1) 貸倒引当金

売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づく期末要支給額により計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

収益に関しては実現主義(出荷基準)、費用に関しては発生主義により費用収益対応の原則に基づいて計上しております。

5. リース取引の処理方法

平成20年3月31日以前の所有権移転外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。

6. 税効果会計の適用

法人税、住民税及び事項税について税効果会計を適用しております。

繰延税金資産の発生の主な原因は、減損損失、退職給付引当金、繰越欠損金であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、特別償却準備金、その他投資有価証券評価差額金であります。繰延税金資産から回収不能と見込まれる額について評価性引当額として控除しております。

7. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

【個別注記表】

II. 貸借対照表に関する事項

有形固定資産の減価償却累計額

機 械 装 置

873,010 円

車 両 運 搬 具

1,327,812 円

工 具 器 具 備 品

2,718,285 円

III. 株主資本等変動計算書に関する事項

1. 当該事業年度の末日における発行済み株式数

1,000,000株

IV. 1株当たり情報

1株当たり当期純利益

78 円 55 銭

1株当たり純資産

384 円 99 銭